

旭市地域クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

この要項は、旭市地域クラブ運営業務委託（以下「業務」という。）の契約候補者を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 委託業務名

旭市地域クラブ運営業務委託

(2) 業務内容

別紙「旭市地域クラブ運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務箇所

旭市の指定する場所

(4) 履行期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※契約締結日の翌日から令和8年8月31日までは、準備期間とし、指導者の確保や参加者の登録、指揮命令系統の確立等をする。なお、当該準備期間に発生する経費は受注者が負担するものとし、委託料の支払いは行わない。

(5) 提案上限額

提案上限額は、次のとおりとする。なお、金額は単に業務規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

17,120千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

なお、提案額の提示に当たっては、消費税の税率を10%で積算するものとし、提案額がこの上限額を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たしている者であることを条件とする。

- (1) 令和8・9年度旭市競争入札参加資格者名簿（委託）「業種（大分類）：その他委託」に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又は本公告日の前6か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない

ない者であること。(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

- (5) 法人(団体)の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行うことを主たる目的とする者でないこと。
- (7) 旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱による指名停止又は旭市契約に係る暴力団等排除措置要綱による排除措置を、この実施要項の公表日からこの業務に係る契約締結日までの間、受けていない者であること。
- (8) 業務の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる法人(団体)であること。

4 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要項等の公表(市HP)	令和8年4月15日(水)
質問書の受付期間	令和8年4月15日(水)から 令和8年4月24日(金)17時まで
質問書に対する回答期限	令和8年4月30日(木)
参加表明書の受付期間	令和8年4月15日(水)から 令和8年5月8日(金)17時まで
参加資格確認通知日	令和8年5月15日(金)
企画提案書等の提出期間	令和8年5月22日(金)から 令和8年5月29日(金)17時まで
プレゼンテーション審査等の実施	令和8年6月3日(水)
審査結果通知(予定)	令和8年6月中旬
契約締結(予定)	令和8年6月下旬

5 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、令和8年4月24日(金)17時までに、質問書(様式1)により電子メール(syakyo@city.asahi.lg.jp)で提出するとともに電話により、到達確認をすること。

また、電話及び口頭による質問・問合せには対応しない。

回答は、令和8年4月30日(木)までに、市ホームページにおいて、質問者名等を除き、質問及び回答を公表する。また、当該回答文書は、この実施要項又は業務の仕様書に対して追加又は修正したものとみなし、質問が無かった場合もその旨を公表するので必ず確認すること。

なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けない。

6 参加表明書の提出

この実施要項に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出すること。なお、提出した書類等は返却しない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 法人(団体)概要書（様式3）
- ウ 業務実績書（様式4）
- エ 業務実施体制（様式5）
- オ 暴力団排除措置に関する同意書（様式6）

(2) 提出方法及び提出先

「6 参加表明書の提出(1)」に記載の順序でPDFデータを作成し、「syakyo@city.asahi.lg.jp」まで提出

(3) 提出期間

令和8年4月15日（水）から令和8年5月8日（金）まで

※ 提出期間内に必着とし、到着確認の連絡をすること。

(4) 提案者の選定

企画提案の参加資格を有するとされた法人（団体）には、令和8年5月15日に電子メールで通知する。なお、通知を受けなかった場合、企画提案書の提出はできない。

(5) 参加表明後の辞退

参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式9）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書の鑑（様式7）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（様式8）及び経費内訳書（任意様式）

(2) 提出方法及び提出先

「7(1)」に記載の順序でPDFデータを作成し、「syakyo@city.asahi.lg.jp」まで提出

(3) 提出期間

令和8年5月22日（金）から令和8年5月29日（金）まで

※ 提出期間内に必着とし、到着確認の連絡をすること。

8 企画提案書の作成要領

(1) 件名

旭市地域クラブ運営業務委託 企画提案書

(2) 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ア 用紙サイズは、A4版で作成すること。
- イ 行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。
- ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。
- エ 仕様書「5 業務の内容」を踏まえて記載すること。
- オ 企画提案書は、企画提案書（様式7）別紙の項目順に記載すること。
- カ 記載の項目「2 実施体制」については、業務執行体制（様式5）と整合を図ること。
- キ 構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、企画提案書については、企画提案書の内容から、法人（団体）名が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。
- ク 見積書（様式8）は「2 業務概要の(5) 提案上限額」を踏まえて記載すること。また、「経費内訳書（任意様式）」に数量や単価等の積算の内訳を項目ごとに記載すること。指導者報酬は、次のとおり算出すること。
活動内容 報酬額
練習（1時間）1,600円 ※3時間まで
- ケ 提案内容（本文）は、片面カラー印刷で20枚以内（表紙、目次、裏表紙はページ数に含めない。）とすること。
- コ 記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。サ提案上限額の範囲内で、仕様書「5 業務の内容」以外であってもこの業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは差し支えない。

(3) 無効となる企画提案書

- ア 見積金額が、提案上限額を超える企画提案書
- イ 虚偽の記載をした企画提案書

9 プレゼンテーション等の実施

企画提案書等の審査は、提出された企画提案書等によりプレゼンテーションを行い、評価基準に基づき、審査会委員が審査する。

- (1) プレゼンテーションの実施の日時及び場所は、参加資格が有と認められた参加表明法人（団体）に通知する。
- (2) プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。
- (3) プレゼンテーションで用いるプロジェクター及びスクリーンは市で用意するが、必要な機器類（パソコン、ケーブル等）は持参すること。
- (4) 出席者は3名以内とする。所要時間は、1法人(団体)当たりプレゼンテーション20分、質問10分程度を予定している。
- (5) 提案者が1者のみであってもプロポーザルは実施する。ただし、提案が最低基準点に満

たない場合は、契約候補者とししない。

10 選定審査会

別に定める審査基準に基づき、審査会委員による提出書類の審査・採点のうえ、最も採点が高かった提案者を契約候補者として選定する。また、審査は非公開とする。

選定終了及び市の内部決裁行為等の整理後、審査結果を全ての提案者に文書で通知する。

また、審査結果として、全ての参加者の点数を市ホームページに公表する。なお、採点基準や内容等の問合せには一切応じない。

11 業務委託契約

- (1) 契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際は、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。
- (2) 業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、企画提案書等の記載内容を修正・変更する場合がある。
- (3) 契約候補者と旭市契約事務取扱規程に基づき契約を締結することとし、契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次者と契約締結に向けた交渉を行うこととなる。
- (4) 契約者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。ただし、旭市財務規則第148条第4項に該当する場合は、免除する。

12 その他留意事項

- (1) この公募型プロポーザル実施に係る一切の費用は、参加する者の負担とする。
- (2) 提案書類等は返却しない。
- (3) 企画提案書類の提出後、内容が軽微なものを除き、修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 選定された契約候補者が契約までに「3 参加資格」を満たさなくなった場合は、失格とし、契約を締結しないこととする。
- (5) この実施要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとする。

13 担当部署（問い合わせ先）

〒289-2595 千葉県旭市二の2132番地

旭市教育委員会 生涯学習課社会教育班

電話番号 0479-85-8627

FAX 番号 0479-62-5855

メールアドレス syakyo@city.asahi.lg.jp